

港湾計画業務改善について

国土交通省 港湾局計画課
令和4年6月22日

背景

- 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は港湾法に基づき港湾計画を策定している。
- 港湾管理者の技術力維持や予算確保が厳しいといわれている中、効率的かつ効果的に港湾計画の策定ができる環境の構築が必要。



- 港湾計画を策定する港湾管理者と港湾計画に関する事務を所掌する国土交通省との間で意見交換を行う検討会を立ち上げる。
- 本検討会では、従来の港湾計画業務に関する課題を整理するとともに改善策を検討し、今年度中にとりまとめを行う予定。

港湾計画の定義

(港湾法第三条の三)

国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令で定める事項に関する計画(以下「港湾計画」という。)を定めなければならない。

2 港湾計画は、基本方針に適合し、かつ、港湾の取扱可能貨物量その他の能力に関する事項、港湾の能力に応ずる港湾施設の規模及び配置に関する事項、港湾の環境の整備及び保全に関する事項、港湾の効率的な運営に関する事項その他の基本的な事項に関する国土交通省令で定める基準に適合したものでなければならない。

※政令 : 港湾法施行令第1条の4

※国土交通省令 : 港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令

基本方針の策定

(港湾法第三条の二)

国土交通大臣は、港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

1) 判断の基準としての港湾計画

港湾管理者が、港湾区域内における工事の許可や、利用者に対して適切な岸壁利用の指導等を行う際の判断基準となる。

- 例：
- ・港湾工事等の許可(港湾法第37条)
 - ・臨港地区内における行為の届出(港湾法第38条の2)
 - ・公有水面の埋立の免許(公有水面埋立法第4条) など

2) 手続きとしての港湾計画

法律に基づく一定の手続きに従って策定されることで、港湾の開発、利用、保全に当たり関係者の一定の理解を得るとともに、以降の行政手続きを円滑化する。

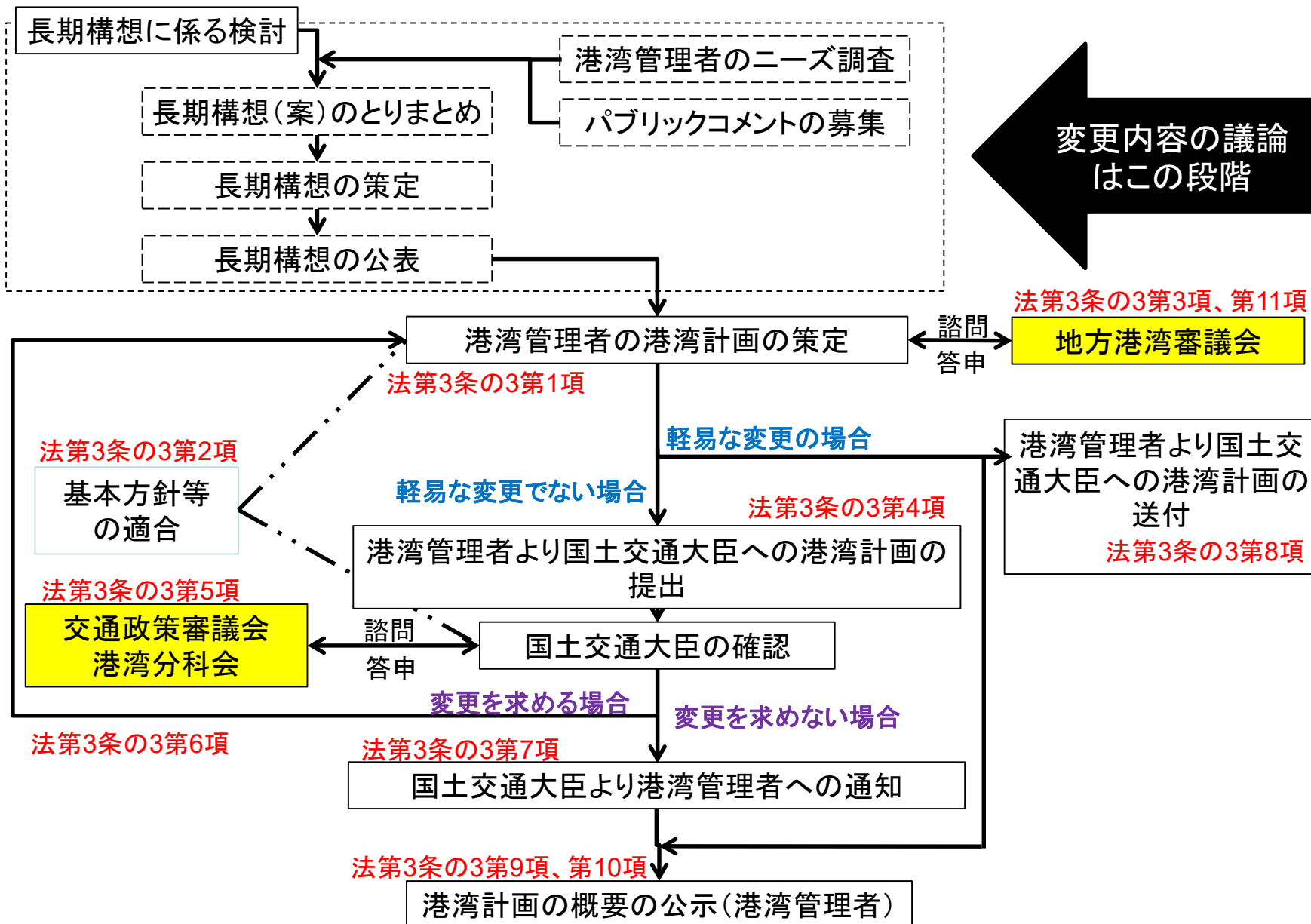
3) 空間計画としての港湾計画

港湾計画は何もない海面に施設計画等を描くなど自由度が高く、多様な提案が成立し得る。そこで、港湾計画を策定することで、港湾の開発、利用、保全について明確な方向性を示すことができる。

4) 事業のマスタープランとしての港湾計画

個別の施設整備等の要求は港湾計画に基づいて行われる。その意味で、港湾計画は事業のマスタープランとしての性格を有している。

港湾計画の策定フロー



年月	分科会	改訂		一部変更					
R1.7	第76回	姫路		神戸					
R1.11	第77回	川内		大分	宮崎				
R2.2	第78回	能代	酒田	秋田	鹿島	北九州	和歌山 下津	大阪	長崎
R2.6	第79回	宇部							
R2.11	第80回	鳥取		佐伯					
R3.3	第81回	清水		横浜	西之表	志布志	細島	神戸	
R3.6	第82回	室蘭	境	堺泉北					
R3.11	第83回	小樽	敦賀	八代					
R4.3	第84回	中城湾		油津	名瀬				

年度	軽易な変更
令和元年度	24件
令和2年度	31件
令和3年度	17件

(コスト調査の結果)

回答があった府県で平均したところ、全体で192,686 千円(事業費166,553 千円(86.4%)、人件費26,133 千円(13.6%))のコストを要しており、事業費が占める割合が多かった。

事業費の主な内訳としては、環境影響評価、静穏度解析などの調査費、検討委員会等の開催経費、計画案作成に係る委託費などであり、人件費の主な内訳としては、関係者ヒアリング、検討委員会等の開催、計画案の作成、パブリックコメント実施等に係る調整などであった。

(見直しに向けたアイデア)

- 計画策定に多大な予算を要するにも関わらず財政支援がないため、調査委託費や審議会や検討委員会の運営費等に対する財政支援が必要。
- 概ね10～15年先を見据えた港湾計画と、概ね20～30年先の将来像を描く長期構想を作成しており、双方の重要性は認識しているが、どちらも中長期的な整備計画として類似しているため、どちらかに集約するなどにより作業量の削減や改訂期間の短縮が見込めるのではないか。
- 計画改訂に当たって施設を位置付けた後、実際の着工までに期間を要する場合、事業着手時に再度調査が必要となるケースが発生することが想定されるため、改訂時には技術基準との整合性の確認や既存資料の活用などによる簡易な作業での対応にとどめ、事業着手時に詳細な調査・検討を行うようにすべき。
- 環境影響評価や静穏度解析など、計画策定に必要となる検討項目を審査マニュアルなどにより明確化すべき。
- 港湾計画の軽微な変更に関連する事例が限定されているため、拡大すべき。
- 計画期間が10年～15年と長く、職員の異動等によりノウハウの蓄積が難しいことから、国等による助言や研修の開催・充実などの技術支援を行うべき。

港湾計画業務に関する課題への主な取組状況


課題	取組状況
ノウハウの継承	<ul style="list-style-type: none"> ○国土交通省 国土技術政策総合研究所(国総研)が実施している 港湾計画担当者実務コース研修の参加対象に、港湾管理者等を追加 (R3.4～ 実施) ○計画審査の年間標準スケジュール作成 (R4.1 重要港湾管理者等主幹課長会議で周知) ○地方整備局の担当者による港湾分科会のWeb聴講 (R4.3～ 実施)
業務実施体制の改善	<ul style="list-style-type: none"> ○改訂作業中の関係者(本省、地方整備局、港湾管理者等)打合せをルール化 (R4.2～ 実施) ○港湾技術コンサルタンツ協会との定期的な意見交換会を実施 (R2d～ 実施)
取扱貨物量予測手法の整理	<ul style="list-style-type: none"> ○貨物量予測手法解説書の作成(国総研) (R4.1 国総研HP掲載)

検討スケジュール(予定)

- 令和4年度内に港湾計画業務に関する改善策をとりまとめる予定。
- 第1回検討会の後に、国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾125港の港湾管理者に対して、アンケートを行う予定。
- 第1回検討会の意見とアンケートを参考に改善策を検討を進める。

改善策とりまとめに向けた検討スケジュール

令和4年度	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
検討会	6/22 ● 第1回 検討会・幹事会 (合同開催)				● 第2回 検討会 ・改善策(案)の検討		● 第3回 検討会 ・改善策とりまとめの検討
幹事会	6/22 ●			● 第2回 幹事会		● 第3回 幹事会	
その他		↔ ・アンケートの実施		↔ ・アンケートの集計			

 とりまとめ(年度内)
 

○調査目的
課題の募集等

○調査対象
国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾125港の港湾管理者

○調査期間
7月上旬～中旬

○主な調査項目

- ・港湾計画策定業務に関する課題
- ・業務改善に向けた提案
- ・課題解決に向けた港湾管理者の取組

○調査方法
地方整備局を通じて、港湾管理者にアンケートを送付・回収

○港湾計画策定業務において、課題となっていること。

○検討スケジュール及びアンケートの実施内容に関すること。

■港湾法施行令(抄)昭和二十六年政令第四号

(港湾計画)

第一条の四

法第三条の三第一項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全の方針
- 二 港湾の取扱貨物量、船舶乗降旅客数その他の能力に関する事項
- 三 港湾の能力に応ずる水域施設、係留施設その他の港湾施設の規模及び配置に関する事項
- 四 港湾の環境の整備及び保全に関する事項
- 五 港湾の効率的な運営に関する事項
- 六 その他港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する重要事項

■港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令(抄)

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三条の三第二項の規定に基づき、港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令を次のように定める。

(趣旨)

第一条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三条の三第二項の国土交通省令で定める港湾計画の基本的な事項に関する基準については、この省令の定めるところによる。

(用語)

第二条 この省令において使用する用語は、港湾法において使用する用語の例による。

(港湾計画の方針)

第三条 港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全の方針は、自然条件、港湾及びその周辺地域の経済的及び社会的条件、港湾及びその周辺における交通の状況、港湾及びその周辺の自然的環境及び生活環境に及ぼす影響、漁業に及ぼす影響等を考慮して、適切なものとなるように、次に掲げる事項に関する方針を一体的かつ総合的に定めるものとする。

- 一 港湾の位置付け及び機能
- 二 港湾施設の整備及び利用
- 三 港湾における土地利用
- 四 港湾の環境の整備及び保全
- 五 港湾の効率的な運営
- 六 港湾の安全の確保
- 七 港湾に隣接する地域の保全

2 港湾計画の目標年次は、通常十年から十五年程度将来の年次とし、港湾の利用状況の変化の見込み、関連する他の計画の計画期間等を考慮して定めるものとする。

(港湾の能力)

第四条 港湾の取扱可能貨物量その他の能力に関する事項は、自然条件、港湾及びその周辺地域の経済的及び社会的条件等を考慮して、適切なものとなるように港湾計画の目標年次における港湾の取扱貨物量、船舶乗降旅客数その他の能力を定めるものとする。この場合においては、港湾における輸送及び荷役方式の変化への対応、港湾及びその周辺における交通の状況、港湾及びその周辺の安全の確保及び環境の保全等について配慮するものとする。

(港湾相互間の連携の確保)

第四条の二 前二条の港湾計画の方針及び港湾の能力を定めるにあつては、当該港湾及びその周辺の港湾との機能分担等を考慮して適切なものとなるように配慮するものとする。

(港湾施設の規模及び配置)

第五条 港湾の能力に応ずる港湾施設の規模及び配置に関する事項は、自然条件、港湾及びその周辺地域の経済的及び社会的条件、既存の港湾施設の利用状況、港湾及び港湾に隣接する地域の保全等を考慮して、港湾の能力に応じて適切なものとなるように、港湾施設の規模及び配置を一体的かつ総合的に定めるものとする。

2 前項の港湾施設のうち、当該港湾が国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要であるものについては、その旨を定めるものとする。

(水域施設)

第六条 水域施設の規模及び配置は、水域施設を利用する船舶の種類、船型及び隻数、係留施設の利用状況、水域の静穏の程度等を考慮して、港湾の機能が十分に確保され、かつ、船舶が安全かつ円滑に利用することができるように定めるものとする。

(外郭施設)

第七条 外郭施設の規模及び配置は、外郭施設によつて防護される水域施設及び係留施設の利用状況その他の状況を考慮して、十分に機能を発揮することができるように定めるものとする。

(係留施設)

第八条 係留施設の規模及び配置は、係留施設を利用する船舶の種類、船型及び隻数、取扱貨物の種類及び量、荷役方式、水域施設の利用状況、埠頭保安設備(国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成十六年法律第三十一号)第二十九条第二項に規定する埠頭保安設備をいう。第十条において同じ。)の配置等を考慮して、港湾の機能及び係留施設の安全かつ効率的な運用その他の適正な運営が十分に確保されるように定めるものとする。

(臨港交通施設)

第九条 港湾の利用に必要な臨港交通施設の規模及び配置は、港湾及びその周辺における交通の状況、港湾施設の利用状況その他の状況を考慮して、輸送需要の質及び量に適合したものとなるように定めるものとする。

(旅客施設、荷さばき施設、保管施設等)

第十条 旅客施設及びその敷地の規模及び配置は、船舶乗降旅客数、埠頭保安設備の配置等を考慮して、旅客が安全かつ円滑に利用することができるように定めるものとする。

2 荷さばき施設及び保管施設の敷地の規模及び配置並びに主要な荷役機械の種類及び配置は、取扱貨物の種類及び量、係留施設及び臨港交通施設の利用状況、埠頭保安設備の配置等を考慮して、十分に機能を発揮することができるように定めるものとする。

(港湾の環境の整備及び保全)

第十一条 港湾の環境の整備及び保全に関する事項は、生態系その他の自然条件、港湾及びその周辺地域における事業活動の状況、港湾における労働環境等を考慮して、良好な港湾の環境の形成を図ることができるように総合的に定めるものとする。この場合において、必要に応じ、自然的環境を整備又は保全する区域を定めるものとする。

(廃棄物及び排出ガスの処理)

第十二条 廃棄物の処理に関する事項は、港湾及びその周辺における廃棄物の発生状況その他の状況を考慮して、港湾の環境が良好に維持されるように、港湾において処理する廃棄物の種類及び量並びに主要な廃棄物処理施設の規模及び配置を定めるものとする。この場合において、当該港湾に関し、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十七条に規定する公害防止計画(次項及び次条において単に「公害防止計画」という。)又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第五条の五第一項若しくは第六条第一項の計画が定められているときは、これらの計画との整合性について配慮するものとする。

2 排出ガス(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)第三条第六号の三に規定する排出ガスをいう。以下この項において同じ。)の処理に関する事項は、自然条件、港湾の安全の確保、港湾及びその周辺地域における土地利用の状況、港湾における排出ガスの発生状況等を考慮して、港湾及びその周辺の環境が良好に維持されるように、港湾において処理する排出ガスの種類及び量並びに排出ガス処理施設(同法第四十四条に規定する排出ガス処理施設をいう。)の規模及び配置を定めるものとする。この場合において、当該港湾に関し、公害防止計画が定められているときは、当該計画との整合性について配慮するものとする。

(港湾公害防止施設)

第十三条 港湾公害防止施設に関する事項は、自然条件、港湾及びその周辺地域における土地利用及び事業活動の状況等を考慮して、港湾及びその周辺における公害の防止を図ることができるように、主要な港湾公害防止施設の規模及び配置を定めるものとする。この場合において、当該港湾に関し、公害防止計画が定められているときは、当該計画との整合性について配慮するものとする。

(港湾環境整備施設)

第十四条 港湾環境整備施設に関する事項は、自然条件、港湾及びその周辺地域における土地利用及び事業活動の状況等を考慮して、良好な港湾の環境の形成を図ることができるように、主要な港湾環境整備施設の規模及び配置を定めるものとする。

(港湾の効率的な運営)

第十四条の二 港湾の効率的な運営に関する事項は、港湾及びその周辺地域における土地利用及び事業活動の状況、港湾施設の利用状況等を考慮して、港湾の効率的な運営を図ることができるように、民間の能力を活用した港湾の運営その他の港湾の効率的な運営に関する取組及びこれを実施する区域を定めるものとする。

(港湾及び港湾に隣接する地域の保全)

第十五条 港湾及び港湾に隣接する地域の保全に関する事項(港湾の環境の保全に関する事項を除く。)は、自然条件、港湾の規模、港湾及び港湾に隣接する地域の利用状況等を考慮して、港湾及び港湾に隣接する地域の災害の防止を図ることができるように、災害を防止するための主要な施設の種類及び配置を定めるものとする。この場合において、当該港湾に関し、海岸法(昭和三十一年法律第一号)第二条の三に規定する基本計画が定められているときは、当該計画との整合性について配慮するものとする。

(大規模地震対策施設)

第十六条 大規模な地震による災害が発生した際に、港湾及びその周辺地域の復旧及び復興に資する港湾施設(以下「大規模地震対策施設」という。)に関する事項は、自然条件、港湾及びその周辺地域の経済的及び社会的条件並びに土地利用の状況等を考慮して、円滑な物資輸送及び避難地が確保できるように、大規模地震対策施設の種類、規模及び配置を定めるものとする。この場合において、当該港湾に関し、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第四十条又は第四十二条の計画が定められているときは、これらの計画との整合性について配慮するものとする。

(港湾区域の利用)

第十七条 港湾区域の利用に関する事項は、自然条件、船舶の航行及び収容の状況等を考慮して、港湾区域を安全かつ円滑に利用することができるように、港湾区域の利用の区分を定めるものとする。

(土地の造成及び土地利用)

第十八条 土地の造成に関する事項は、自然条件、港湾の利用状況、港湾の安全の確保、港湾及びその周辺の自然的環境及び生活環境に及ぼす影響等を考慮して、水際線を有効かつ適切に利用することができるように造成する土地の規模及び配置を定めるものとする。

2 土地利用に関する事項は、港湾及びその周辺地域における既存の土地の利用状況、港湾の安全の確保、港湾及びその周辺の自然的環境及び生活環境に及ぼす影響等を考慮して、港湾を有効かつ適切に利用することができるように土地利用の区分を定めるものとする。

(港湾の再開発)

第十九条 港湾の再開発に関する事項は、港湾施設の老朽化又は利用状況の変化、港湾及びその周辺地域における土地利用及び事業活動の変化等を考慮して、既存施設の有効な利用が図られるように、必要に応じ、港湾施設の用途変更、土地利用の転換その他の再開発の内容を定めるものとする。

(港湾施設の利用)

第二十条 港湾施設の利用に関する事項は、港湾施設を利用する船舶、取扱貨物の種類及び量、港湾の利用状況等を考慮して、港湾の適正な運営及び港湾施設の安全かつ効率的な利用を図ることができるように、公共用又は専用の別その他の港湾施設の利用形態を定めるものとする。

(港湾の開発の効率化)

第二十一条 港湾の開発の効率化に関する事項は、効果的な港湾の開発を図ることができるように、必要に応じ、段階的な開発の計画、当該開発が港湾及びその周辺地域に与える経済効果等について定めるものとする。

(その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項)

第二十二条 前条までに規定する事項のほか、必要に応じ、船舶航行のための橋梁の桁下空間の確保その他の港湾の開発、利用及び保全に関する事項について、自然条件、港湾及びその周辺地域の利用状況等を考慮して定めるものとする。